

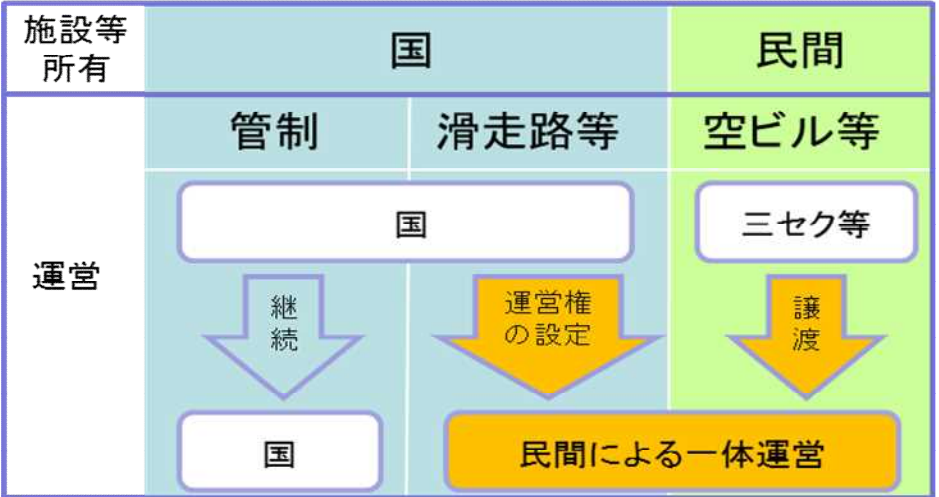
産業競争力会議 第39回実行実現点検会合説明資料

平成28年3月31日
国土交通省

国管理空港等

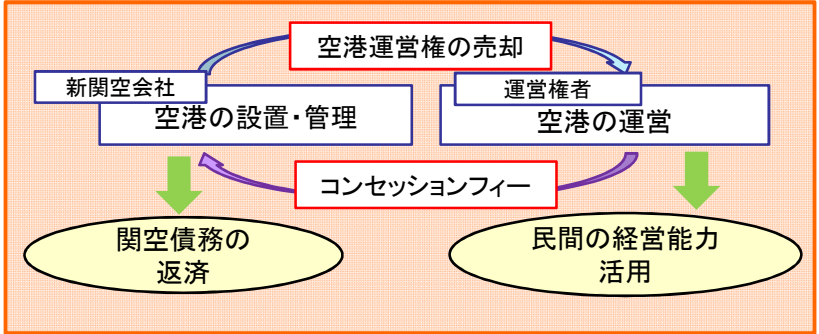
民活空港運営法に基づき民間による一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。

民間委託手法 国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営



関西国際空港・伊丹空港

経営統合法に基づきコンセッションを実施することで、関空債務の早期・確実な返済を行い、関空の国際拠点空港としての再生・強化、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。



関西国際空港・伊丹空港：
 H28.4からの運営委託に向けて、H27.12.15に「オリックス、ヴァンシ・エアポート コンソーシアム」が設立した新会社と契約締結済み。
 ※ヴァンシ・エアポート社：ゼネコンで売上高世界第5位（仏第1位）を誇るヴァンシ・グループの一員。欧州・アジアで計24空港を運営。

《各地の動き》

- ◎国管理空港
 - 仙台：H28.7からの運営委託に向けて、H27.12.1に東急・前田建設・豊田通商グループが設立した新会社と契約締結済み。
 - 高松：H30年度からの運営委託に向けて、手続（民間の投資意向調査）を開始（H27.10～）。
 - 福岡：滑走路増設事業のため運営委託スキーム等について検討中。
 - 北海道内：複数空港の一体的な運営について検討中。

- ◎地方管理空港
 - 神戸、静岡等において検討中。

下水道におけるコンセッションの取組状況

- コンセッション方式を含むPPP/PFIの導入について先行的に検討を開始した浜松市に対し、平成23年度より国が財政的支援(全額補助)を含めた支援を実施。
- 平成26、27年度は、浜松市のニーズを踏まえ、資産情報の整備等に対する国の財政的支援を実施するとともに、国の調査として(地方公共団体負担なし)要求水準書(案)・実施契約(案)の策定に関する支援を実施。浜松市においては、平成28年2月に下水道条例を改正し、実施方針を公表。現在、平成30年度からのコンセッション方式の導入に向けて取り組んでいるところ。
- 大阪市においては、平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針(案)」を策定し、コンセッション方式の導入による経営形態の見直しを進めているところ。スキームが確定次第、速やかに同方式への移行を目指す。
- また、奈良市においても、コンセッション方式の導入に向け、具体的に検討しているところ。
- 国交省としても、実務的な課題に対して助言を行うなど、事業の立ち上げに必要な支援に丁寧に取り組んでいるところ。
- 平成27年10月には、浜松市等の先進事例を横展開するとともに、案件形成を図るための検討会を設置。さらに、11自治体の首長等に対する働きかけを実施。
- 今後とも以上のような必要な取組を実施していく所存。

浜松市の事例

<事業内容>

- 静岡県からの西遠流域下水道の移管(平成28年4月)に伴う職員増員と経費を抑制するため、コンセッション方式の導入により、可能な限り、業務を民間に委ねる。
- 事業期間:20年間(平成30年度～平成49年度)第三者機関によるモニタリングを実施。



<導入までのスケジュール>

平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省において、財政的支援・技術的助言を実施	
平成27年6月	実施方針(素案)の公表		
平成27年12月	実施方針(案)要求水準書(案)の公表		
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表		
平成28年4月	募集要項等の公表	包括的民間委託	
平成28年4月～	西遠流域下水道移管		
平成29年2月	優先交渉権者の選定		
平成29年10月	運営権設定 実施契約の締結		
平成30年4月	コンセッション事業開始		2

3月25日 実行実現点検会合(第36回)提出資料

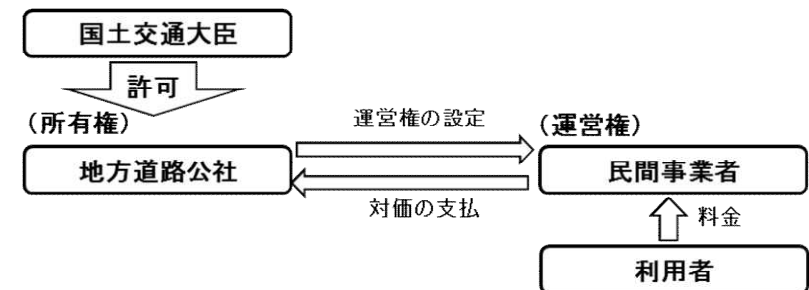
【コンセッション対象予定8路線】



路線名	延長 (km)	料金徴収期間
① 知多半島道路	20.9	S45.7.15 ~ H40.2.1※
② 南知多道路	19.6	S45.3.1 ~ H40.2.1※
③ 知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ H40.2.1※
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ H47.1.29※
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ H41.11.29
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ H41.6.22
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ H46.3.5
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ H56.11.26
全体	72.5	S45.3.1 ~ H56.11.26

※H28.10.1に4路線がプール化され、料金徴収期間はH58.3.31までとなる。

【コンセッション(公共施設等運営権)方式 (イメージ)】



3月25日 実行実現点検会合(第36回)提出資料

経緯(愛知県からの構造改革特区提案)

- H24.3 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H26.5 構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定
「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」
- H26.6 日本再興戦略(改訂)(閣議決定)
構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる
- H27.7 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする
構造改革特別区域法一部改正法 成立(8月3日施行)
- H27.8 愛知県が国家戦略特別区域に指定
- H27.9 愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)
- H27.10.13 愛知県においてPFI法に基づく実施方針の公表(運営権対価:約1,200億円以上)
- H27.11.16 愛知県においてPFI法に基づく募集要項の公表
- H28.1.20 参加表明書及び第1次審査資料の提出期限
- H28.2 中旬 第1次審査結果の通知

3月25日 実行実現点検会合(第36回)提出資料

平成27年
7月8日

構造改革特区法案 成立



※施行(8月3日)

内閣府が特区の手続きを実施
 8月28日 国家戦略特区の指定、区域方針の決定
 9月 9日 区域計画の認定(国土交通大臣は同意)
 ※ 国家戦略特区法の手続きで認定



あわせて、道路整備特措法に基づく有料道路事業変更許可
 ・追加投資に伴う料金徴収期間の延長
 ・知多3路線と空港連絡道路のプール化 等

愛知県道路公社がPFI法に基づく手続きを実施
 平成27年 10月13日 実施方針の公表
 11月16日 募集要項の公表
 平成28年 1月20日 参加表明書及び第1次審査資料の提出期限
 2月中旬 第1次審査結果の通知
 5月頃 第2次審査資料の提出期限
 6月頃 優先交渉権者の決定
 8月頃 民間事業者との契約締結 等



平成28年
10月頃

民間事業者による運営開始

公営住宅についての検討状況（地方公共団体の取組み状況）について

○公営住宅における余剰地活用等の類型・事例について（カッコ内は余剰地を活用又は合築する施設）

	余剰地活用（売却）	余剰地活用（借地）	合築
余剰地又は合築施設に住宅あり	①大阪府営枚方田ノ口住宅 （戸建住宅（分譲）、サービス付き高齢者向け住宅） ②大阪府営吹田竹見台住宅 （共同住宅（分譲））	④都営東村山本町アパート （戸建住宅（分譲）、共同住宅（分譲） 商業施設、福祉施設）	⑥都営南青山一丁目アパート （共同住宅（賃貸）、商業施設、福祉施設、文教施設） ⑦広島市営京橋住宅 （共同住宅（分譲）、サービス付き高齢者向け住宅、福祉施設、医療施設）
余剰地又は合築施設に住宅なし	③大牟田市営南橋住宅 （福祉施設、地域交流施設）	⑤埼玉県営大宮東宮下団地 （福祉施設）	⑧熊本県営健軍団地 （福祉施設、子育て支援施設）

○「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の4類型との関係について（過去例と今後の見通し）

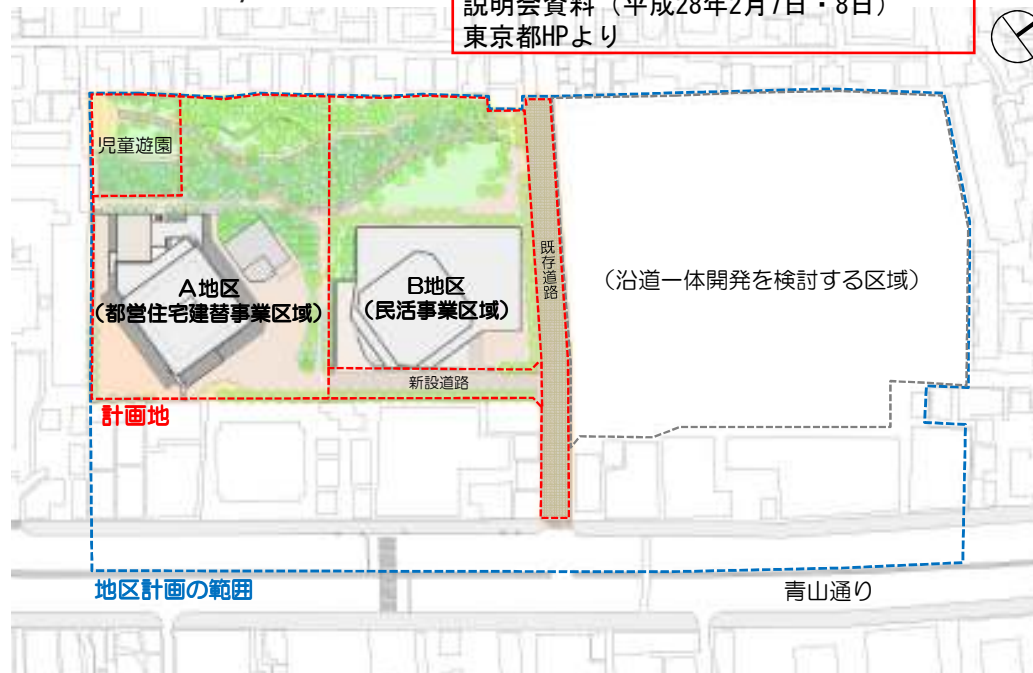
類型	該当するプロジェクト	
	過去例	今後の見通し （H28～30年度に民間事業者との契約締結が見込まれるもの）
（1）公共施設等運営権制度を活用したPFI事業	なし	
（2）収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等	なし	
（3）公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業	①②③④⑤⑥⑦⑧	2件（東京都、神戸市）
（4）その他の事業類型（業績連動の導入、複数施設の包括化等）	なし	

■位置図 (S=1/20,000)



■配置図 (S=1/2,000)

都営青山北町アパートでの開発整備に係る説明会資料 (平成28年2月7日・8日) 東京都HPより



■計画概要

計画地の位置	東京都港区北青山三丁目地内	
地域・地区	第一種住居地域・防火地域・第3種中高層階住居専用地区・第一種文教地区	
再開発等促進区を定める地区計画区域面積	約5.8ha	
街区別諸元	A地区(都営住宅建替事業区域)	B地区(民活事業区域)
指定容積率	400%	400%
基準建ぺい率	60%	60%
敷地面積	約8,870㎡	約7,895㎡
事業手法	都営住宅建替事業	民活事業 (公有地を定期借地した民間事業)
主要用途	都営住宅・保育園・児童館	民間からの企画提案による (にぎわいや地域の活性化に資する施設、サービス付き高齢者向け住宅等を条件)
延床面積	約20,800㎡	
階数／最高高さ※	地下無し、地上20F／約70m	約90m(日影を考慮した場合の最高高さ)

※地盤面からの高さ

■スケジュール (予定)

	A地区 (都営住宅建替事業区域)	B地区 (民活事業区域)
平成28年度 (2016年度)	・地区計画に関する都市計画手続き	
	・都営住宅建替事業の着工	・民活事業の事業者選定
平成29年度 (2017年度)		・民活事業敷地の定期借地契約
平成30年度 (2018年度)		
平成31年度 (2019年度)	・都営住宅建替事業のしゅん工見込	・民活事業のしゅん工見込

※沿道一体開発検討区域においては、都営住宅の建替えにより創出される公有地を活用しながら、ガイドラインで示すまちづくりの目標や地区の利便性、地域資源等の地域特性を踏まえて青山通り沿道と一体的なまちづくりを検討していく予定です。